地理的表示(GI)保護制度について



2024年8月

農林水産省 輸出·国際局

1 地理的表示(GI: Geographical Indication)保護制度の大枠①

- GI制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を 有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。外国との相互保護や模倣品対策の充実により、海外においても保護。
- ビジネスにおいては、**地域と結びついた産品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みを見える化**し、国による登録やGIマークと相まって、**効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易**にするツール。

産品

生産地

- ・下伊那郡高森町(旧市田村)が発祥の「市田柿」のみを使用
- ・昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度 の原料柿ができる
- ・晩秋から初冬にかけて川霧が発生し 干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う ・じっくりとした「干し上げ」、しっかりとした
- 揉み込み

育まれて

特性



- ・「市田柿」は特別に糖度が高い
- ・もっちりとした食感
- きれいな飴色
- 小ぶりで食べやすい
- ・表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

地理的表示

市田柿

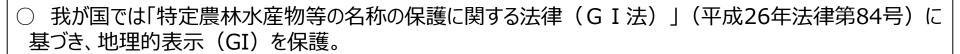


市田柿という名称から産地と産品の特性がわかる

- 地理的表示は、生産者団体が産品について登録を受け、構成員が使用。登録内容は 明細書に記載。
- 登録を受けた生産者団体は、構成員が行う「生産」が、明細書に適合して行われるよう、 必要な指導・検査等を実施(生産行程管理業務)。

○ 登録された地理的表示が 不正使用された場合には、 行政が取締り。

1 地理的表示(GI: Geographical Indication)保護制度の大枠②



制度の大枠

- ① 地域ならではの要因と結び付いた特性を有する産品について、生産地や特性とともに、農林水産大臣が登録。
 - (登免税として9万円要。更新料は不要)
- ② 生産地や生産方法等の基準を満たす産品を 生産する生産者団体の構成員及びその産品を 販売等する者は、地理的表示及びGIマークを使 用できる。
- ※ 登録内容を満たす産品を生産する地域の生産者は、登録団 体への加入等により、地理的表示を使用可能。
- ③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。

効果

- 登録産品のみが地理的表示とGIマークを 独占的に使用。
- 国による取締により、訴訟の 負担なく模倣品が排除可能。 ブランド価値を守れる。
 - ブランド価値を守れる。
) 海外との相互保護の取決めのある国においても保護される。



- 地域と結び付いた産品の品質、製法、評 判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランド を強化。
- これらにより、取引における説明や証明、 需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、 原料調達が安定する、SDGsへの貢献をア ピールできるなどのメリット。

G I 登録状況 令和6年8月27日現在 全国148産品が登録



【福岡】

八女伝統本玉露 はかた地どり

【佐賀】

女山大根

【長崎】

対州そば 長崎からすみ

【熊本】

くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表 くまもとあか牛 菊池水田ごぼう 田浦銀太刀

八代特産晩白柚八代生姜

くまもと塩トマトやまえ栗

【大分】

くにさき七島蘭表 大分かぼす

【宮崎】 宮崎牛

ヤマダイかんしょ

【鹿児島】

鹿児島の壺造り黒酢 桜島小みかん 辺塚だいだい 鹿児島黒牛 えらぶゆり 種子島安納いも 種子島レザーリーフファン

【沖縄】

琉球もろみ酢 ぐしちゃんピーマン 中城島にんじん ちんすこう

【鳥取】

鳥取砂丘らっきょう 大山ブロッコリー こおげ花御所柿 大栄西瓜 伯州美人

【島根】

東出雲のまる畑ほし柿 三瓶そば

[岡山]

連島ごぼう 備前黒皮かぼちゃ

【広島】

比婆牛 豊島タチウオ 大野あさり 福山のくわい

【山口】

下関ふく 美東ごぼう 徳地やまのいも 長州黒かしわ

【徳島】

木頭ゆず 阿波尾鶏 徳島すだち

[香川]。

香川小原紅早生みかん 善通寺産四角スイカ サヌキ白みそ

大野豆【愛媛】

伊予生糸 【高知】 物部ゆず

【滋賀】

近江牛 伊吹そば 近江日野産日野菜 水口かんびょう

【京都】 万願寺甘とう

【大阪】 富田林の海老芋

【兵庫】

但馬牛 神戸ピーフ 佐用もち大豆 淡路島3年とらふぐ 揖保乃糸

類様のか

三輪素麺【和歌山】

紀州金山寺味噌

わかやま布引だいこん あら川の桃

【岐阜】

奥飛騨山之村寒干し大根 堂上蜂屋柿 飛騨牛

【静岡】

三島馬鈴薯、田子の浦しらす 西浦みかん寿太郎 深蒸し菊川茶

【愛知】

八丁味噌 豊橋なんぶとうがん

【三重】

特産松阪牛

【新潟】

くろさき茶豆 津南の雪下にんじん 大口れんこん

【富山】

入善ジャンボ西瓜 富山干柿 氷見稲積梅

[石川]

加賀丸いも 能登志賀ころ柿、いしり・いしる

【福井】

吉川ナス 山内かぶら 上庄さといも 若狭小浜小鯛ささ漬 越前がに

【山梨】

あけぼの大豆

【長野】

市田柿、すんき

【茨城】

江戸崎かぼちゃ 飯沼栗 水戸の柔甘ねぎ 奥久慈しゃも 行方かんしょ

【栃木】

新里ねぎ 鹿沼在来そば

【東京】

東京しゃも

【北海道】

タ張メロン 十勝川西長いも 今金男しゃく 檜山海参 網走湖産しじみ貝 ところピンクにんにく 十勝ラクレット 浜中養殖うに

【青森】

あおもりカシス、十三湖産大和しじみ 小川原湖産大和しじみ つるたスチューベン 大鰐温泉もやし、清水森ナンバ 青森の黒にんにく

岩手】

前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ 岩手木炭、二子さといも 浄法寺漆、甲子柿 広田湾産イシカゲ貝、西わらび

【宮城】

みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐 河北せり、仙台せり

【秋田】

大館とんぶり、ひばり野オクラ 松館しぼり大根、いぶりがっこ 大竹いちじく

【山形】

米沢牛、東根さくらんぼ 山形セルリー、小笹うるい 山形ラ・フランス

【福島】

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ 川俣シャモ、伊達のあんぽ柿 たむらのエゴマ油、昭和かすみ草

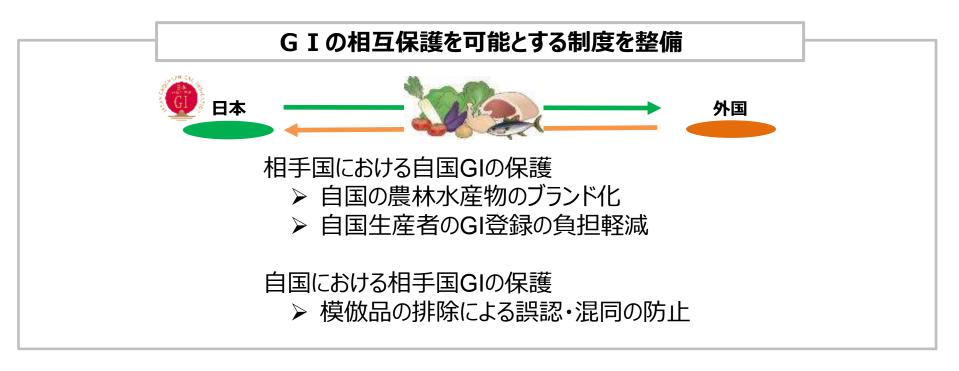
平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国150産品が登録。 この他、プロシュット ディ バルマ (イタリア)、ルックガン ライチ (ベトナム)、ピントゥアン ドラゴンフルーツ (ベトナム)、 ドイトンコーヒー (タイ)、ドイチャンコーヒー (タイ)、フアイムン・バイナップル (タイ) も登録されている。

)、フアイムン・バイナップル(タイ)も登録されている。

2 海外における日本の地理的表示の保護



海外における地理的表示の保護が国家間の国際約束によっても実現可能。



【我が国の相互保護の取組】

我が国と同等水準と認められるG I 制度を有する外国とG I リストを交換し、当該外国のG I 産品について、所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定

相互保護相手国(2024年2月時点)

E U: EU側 121産品,日本側 108産品 英国:英国側 30産品,日本側 77産品

(参考) 海外におけるGI保護制度

- -13
- <u>地理的表示(GI:Geographical Indication)</u>とは、農林水産物・食品等の名称で、その<u>名称から</u>当該産品の<u>産地を特定でき、産品の</u>品質等の確立した<u>特性が</u>当該<u>産地と結び付い</u> ているということを特定できる名称の表示をいい、1900年代初頭にヨーロッパで創設。
- 地理的表示保護制度は、WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定においても知的財産の1つとして位置付けられ、世界100ヵ国を超える国で保護。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)

〔WTO協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)附属書1C〕

○ TRIPS協定における定義(第22条1)

「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

諸外国における地理的表示保護制度の導入状況

アジア	中東	欧州 (E Uを除く)	ΕU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	18か国	(27か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター(WTOと国連貿易開発会議 (UNCTAD)の共同設立機関)調べ(平成21年)

EUの地理的表示保護制度のマーク

(http://eumag.jp/issues/c1013/)



PDO (原産地呼称保護):特定の地理的領域で受け継がれたノウハウに従って生産・加工・製造された農産物、食品、飲料が対象。



PGI(地理的表示保護):特定の地理的領域と密接に 関連した農産物、食品、飲料が対象。生産・加工・製造の 少なくとも一段階がその地域で行われていなければならない。

3 登録の効果①

- GI登録されれば、GI登録産品を販売等する者は「地理的表示」を使用できるが、それ以外の者によ - る地理的表示や類似等表示の使用は原則規制される。
- このため、他産品と差別化された高いブランド力のある産品について、模倣品排除等を通じ、そのブランド価値の維持・向上に繋がっている。

1 外国政府によるGI保護

「相互保護」の枠組により、日本のGI名称が外国でも保護。 不正使用が発見された場合、外国当局が取り締まりこれを排除。

■ スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL **KOBE** BEEF lと表示

Tropical Kobe Baby Best
Tropical Kobe Bite de Chorizo
Entrecot argentino
Tropical Kobe Tirita de Picanha
49.50

■ ドイツのスーパーでは、NZ産和牛に「Wagyu "Kobe-Style"」



我が国の要請に応じ、EU当局が事業者を取締り

2 ショッピングサイトにおける不正出品物の削除

世界の主要な179のショッピングサイトにおいて**GI名称の不正** 使用が疑われる産品について、農水省が各サイトの運営会社 に削除・修正を要請。



1200件以上の不正使用のうち、600件以上が削除済

3 冒認商標への対抗

農水省調査により判明した第三者によるGI産品の名称を用いた商標の出願に対し、GI権利保持者が異議申立。

■インドネシア:「鹿児島黒牛」

■ベトナム:「市田柿」

■中国:「すんき」

ICHIDAGAKI

Sunki



当局が当該商標の登録を拒絶

4 外国産品との差別化

■ 市田柿(長野県)

春節需要が高まる年明けに、 中華系マーケットをターゲットに 輸出戦略を展開する中、

「中国産市田柿」と差別化

すべくGIを取得。ブランドの取組を一層強化。



2022年の輸出額が2016年比で3.6倍増に

3 登録の効果②

- G I 登録により、その産品の地域と結び付いた魅力が見える化。G Iマークと相まって、商談や取引の円滑化、認知度やアピールカの向上等を通じ、ビジネスの拡大・地域活力の向上に寄与。
- GI産品だけでなく、**食品製造、流通、外食、観光等との連携によるコラボ商品・コラボサービスのマーケットも拡大**。 関係事業者だけでなく、**地域経済・地域社会への波及効果**も期待。

■辺塚だいだい

登録を機に露出が増えたことで、搾汁液の<u>需要が増え、生産面積が拡大</u>。

地域の特産果実でつくる、キリンビール株式会社の「いいね!ニッポンの果実。氷結®」シリーズで「キリン 氷結®ストロング 辺塚だいだい」が期間限定販売。 また同地域のGI産品「鹿児島の壺造り黒酢」とコラボ した黒酢飲料も発売。



■みやぎサーモン

GI登録後、<u>認知度が向上</u>し、売上価格が登録前よりも<u>2倍以上に上昇</u>。

また、日本レストランエンタプライズ仙台支店(当時)と<u>押し寿司弁当を共同開発</u>し、仙台駅と東京駅で期間限定販売。



■吉川ナス

登録を機にメディア露出が増え、<u>百貨</u>店や都内ミシュラン店等との取引が開始。

道の駅では、"<u>吉川ナスバーガー</u>"が販売され、これを目当ての観光客も訪れるなど、<u>道の駅のキラーコンテンツに</u>。



■ところピンクにんにく

間限定販売)。

「北海道民のためのポテトチップス」が コンセプトのポテトチップス『じゃがいも道』 (カルビー株式会社)のフレーバーとし て、『ところピンクにんにく味』が採用。 北海道内の店舗の他、オンライン ショップ、アンテナショップでも販売(期





パッケージ裏面では、 産品やGI制度を紹介

■GI産品×カルピス

カルピス株式会社が6つのGI産品を 選定し、「特選バター」を使用したレシピ を開発。動画を特設サイトで公開。







各産品の特性やGIについても紹介

■東京しゃも × 映画「鬼平犯科帳 血闘」

映画「鬼平犯科帳」の料理監修を務める 野﨑氏が、<u>本物の料理にこだわり、映画に登</u> 場するし軍鶏鍋に東京しゃもを採用。

映画のレシピを再現した<u>「東京しゃもで味わ</u>う伝統の軍鶏鍋セット」を、百貨店の外商専用ホームページで販売。



(参考)地理的表示保護制度と地域団体商標制度の違い



どちらも産品の名称を保護するものであるが、根本的な考え方が異なる。産品を取り巻く 状況に応じ、**いずれかの制度を選択**し、又は**両者を組み合わせて**利用することが可能。

地理的表示保護制度

表示(indicate) 産品 地域 特性 結びつき

名称

地域と結びついた特性を有する 産品の名称を保護

地域共有の財産として保護 産品の生産方法等の基準を登録 牛産者団体の事後追加も可

行政が取締り

不正表示(類似表示を含む)を行政が監視・取締り (構成員の管理は登録団体が行う必要あり)

地域団体商標制度

名称

(地名+商品名等)

所属 地域 団体

地域団体が使用するものとして 周知となった名称を保護

地域団体の財産(権利)として保護

産品の基準等は任意(自由に設定・変更可能) 使用権を任意で設定可能

自己で権利行使

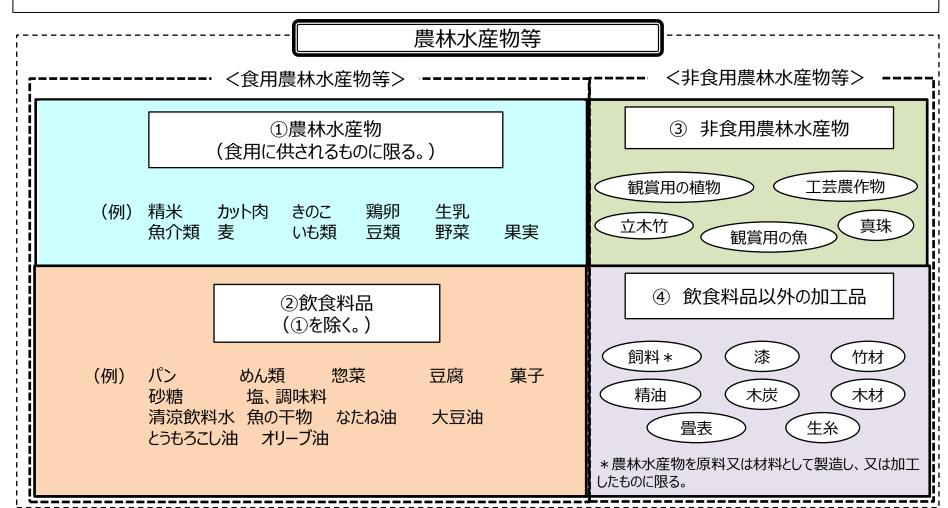
ブランド戦略等に応じて自己で監視・権利行使 損害賠償請求も可

その他の主な相違点					
農林水産物、飲食料品等(酒類等を除く)	対象	全ての商品・サービス			
生産・加工業者を構成員に含む団体 法人格を有しない地域のブランド協議会等も可能	申請主体	事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、N POに限る			
生産地特有の要因が特性と強く結び付いていること	主な要件	一定の需要者に認識されている必要(周知性)			
地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が 実現した際には、当該国においても保護される	海外での保護	各国に個別に登録を行う必要			

4 登録及び規制の対象となる産品の範囲

-19

- 登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④。
 - ・ 食用農林水産物等(①及び②)は、全て対象。
 - ・ 非食用農林水産物等(③及び④)は、対象となる13品目を個別に政令で指定。
- 〇 ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は対象外。



5 GI産品の主たる要件



産品に関する基準

(GI法第2条第2項等)

- <u>特定農林水産物等であること</u>
 - 特定の場所、地域等を生産地と するものであること
 - 生産地ならではの自然的要因、 人的要因との結び付きを有する品質、社会的評価その他の特性を有すること
 - ・ 特性が確立したものであること (=特性を有した状態で概ね25年以上の生産 実績があること。ただし、国内外における 周知性等を勘案して短縮可能。)

生産者団体、生産方法に関する基準

(GI法第2条第5項及び第13条第1項第2号等)

産品の名称に関する基準

(GI法第2条第3項及び第13条第1項第4号等)

- 以下の場合は登録できない
 - 普通名称であるとき
 - ・ <u>産品の名称が以下の</u>産品に関する基準を満 たす農林水産物等でないとき
 - ① 名称から産地を正しく特定できる
 - ② 名称から産品の特性を正しく特定できる
 - 既に商標登録されているとき(ただし、商標権者が、GI登録に同意している場合を除く。)

- 生産行程を管理する生産者団体があること(法人格は問わない)
- 生産者団体について、<u>加入の自由が規約等に定められている</u>こと
- 生産者団体が、産品の特性を確保するための規程である<u>「生産行程管理業務規程」を</u> 作成し、遵守できること
- 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人員体制を有すること

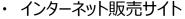
6 登録標章(GIマーク)の使用

- 10
- 地理的表示法に基づき産品が登録された場合、<u>G I 登録産品を販売等する者のみが、「地理的表示」</u> 及び「G I マーク」を使用することができる。
- 例外として、G I 登録産品の加工品、商標としての利用、先使用品等には、「地理的表示」等の使用が可能。
- GI登録産品そのものだけでなく、その包装、広告やインターネット販売サイト、外食メニュー等(包装等)にも「地理的表示」及び「GIマーク」を使用できます。
- ・ 商品ポップ













○ GI登録産品の加工品とその包装等に「GIマーク」を使用する場合には、地理的表示やGI登録産品と一体

的に表示する必要があります。





「霞ヶ関りんご」を使用した"ジャム"がGI産品であるとの誤認を与える可能性があります。

GI産品である「霞ヶ関りんご」に近接して マークが使用されています。

(参考) 登録標章(GIマーク)



○ G I マークは、登録された産品の地理的表示と併せて使用することができ、G I 法上登録された産品であることを証するもの。

GIマーク



G I マークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や、伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

なお、GIマークの使用は、上のカラー使用が一般的ですが、白黒やモノトーンでの使用も可能です。

GIマークの活用

- ▶GIマークはGI産品に使用可能。日本のほか、主要な輸出先国等においてGIマークの商標登録済み。
- ※ ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インド、カナダ、タイ、インドネシア、香港、アメリカについては商標登録済み (中国では著作権として登記済み)

<令和6年7月末現在>

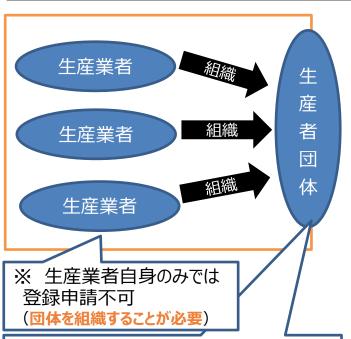
- ▶輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、 差別化
- ▶真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・ 食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

7 地理的表示法に基づく審査・登録手続①

-88

品

- ① 申請者は、生産業者(産品が加工品の場合は、生産業者=加工業者)の組織する団体 (=生産者団体)である必要。
- ② 申請は、申請書と添付書類(明細書、生産行程管理業務規程等)により行う。
- ③ 審査の上、産品をその名称、生産の方法等とともに登録。



- ※ 法令、約款等に加入の自由を定める ことが必要(正当な理由なく加入を拒ん だり、困難な条件を付してはならない)。
- ※ 生産業者が加盟するブランド協議 会のような団体でも可。
- ※ 団体には、生産業者以外の者が加入 することも可。
- ※ 複数の団体を登録することも可。

登録申請

申請書

地域で話し合い、その産品が満たすべき基準を作成。

- ① 名称(≒地理的表示)
- ② 生産地
- ③ 特性
- ④ 生産の方法
- ⑤ 生産地との結び付き
- ⑥ 生産実績等



添付書類

- 1. 明細書(団体毎の産品の基準)
- 2. 生産行程管理業務規程

農林水産大臣

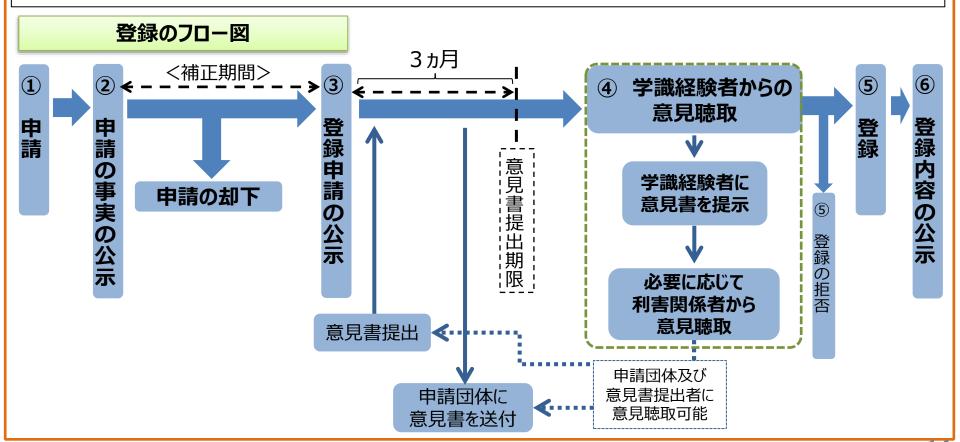
審査

- 産品の登録に併せて、
- ・ 産品の生産者団体
- ・ 産品の名称
- ・ 産品の区分
- ・ 産品の生産の方法等も登録される。
- これにより、その産品が満たすべき基準も登録されるため、 産品の価値の見える化が図られる。

7 地理的表示法に基づく審査・登録手続②

- 83

- 申請の受付後、申請内容について審査
- 〇 補正期間内に補正書の提出がない場合は却下(やむを得ない事情がある場合は除く。)
- それ以外の場合は、公示され、公示後3ヶ月間は誰でも意見提出が可能
- 〇 意見書提出期間終了後、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否を判断
- 〇 登録後、登録免許税(9万円)を納付



登録後の生産行程管理について



- ① 生産者団体は、生産行程の必要な手順・体制を定めて周知し、違反が判明したときは是正措置を講じる等の生産行程 管理業務を実施する。
- 農林水産大臣は生産者団体による生産行程管理業務が適切に機能しているかどうか定期的にチェックする。

牛産行程管理業務

ポイント①

剪定と摘果

✓ 栽培日誌

ポイント(2)

目合わせ会実施 ✓ 資料等

ポイント③

完熟後に出荷 ✓ 解禁日周知 ポイント(2)

登録産品

ポイント①

最終飼養地確認

✓個体識別番号

格付結果確認 ✓ 格付明細書

【明細書適合性の確保】

- ① 登録された生産者団体は、生産行程の重要なポイン ト毎に、必要な手順・体制を定めて(生産行程管理 業務規程)周知する。
- ② 重要なポイントについては、必要が生じた際に確認が 取れるよう、 記録を残す。
- ③ 定めた手順・体制については、それが適切であったかど うか、定期的に見直しの機会を設ける。

【地理的表示・GIマークの適切な使用の確保】

④ 地理的表示・GIマークの使用ルールについて周知する。

⑤違反が判明したときは、指導、警告等の是正措置を行う。

【共诵】

明細書の基準を満たすも ののみに、地理的表示・GI マークを使用可能。

- 明細書への適合の確保体制等を 定める。
- 外部機関への委託も可能。

農 牛産行程管理の状況 林 をチェック 水 産 大 臣

定期の立入検査により、農林水 産大臣がその体制のチェックを行う。

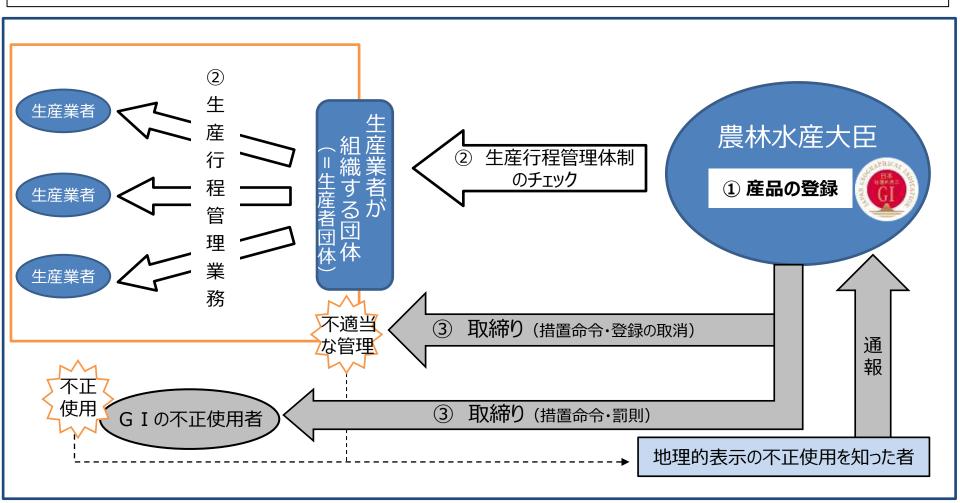
適切な生産行程管理が行われて いない場合は措置命令

従わない場合には登録の取消しも

9 国内における取締りについて



- ① 登録を受けた産品のみが地理的表示及びG I マークを使用できる。
- ② 生産者団体が生産行程管理業務を実施。
- ③ 地理的表示又はG I マークの不正使用があった場合は措置命令。命令に従わない場合は罰則。また、生産行程管理業務が不適当であれば、生産者団体への措置命令。命令に従わない場合は、登録の取消し。



10 地理的表示法違反に係る罰則等



○ 地理的表示法に違反する行為は、措置命令や罰則の対象となる。

○ 地理的表示の不正使用 (GI法第39条等)

農林水産大臣による命令 <不正使用者に対する行政措置>【G I 法第 5 条第 1 号】

命令違反

- <個人>
- 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可)
- <団体>
- 3億円以下の罰金

○ GIマークの不正使用 (GI法第40条等)

農林水産大臣による命令 <不正使用者に対する行政措置>【G I 法第 5 条第 2 号】

命令違反

- <個人>
- 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- <団体>
- 1億円以下の罰金

○ 登録後の義務違反 (GI法42条等)

- ・ 生産者団体の名称等の変更の届出、登録失効の 届出をしなかった場合(虚偽の届出を含む) 【GI法第17条第1項及び第20条第2項】
- ・ 生産行程管理業務規程の変更や生産行程管理 業務の休止の届出をしなかった場合(虚偽の届出を 含む)【GI法第18条及び第19条】
- 生産者団体等の関係者の報告懈怠(虚偽報告を 含む)又は検査忌避等【GI法第34条第1項】

<個人>30万円以下の罰金

<団体>30万円以下の罰金

11 地理的表示保護·活用総合推進事業



【令和6年度予算概算決定額 100(111)百万円】

く対策のポイント>

地理的表示(GI)保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出向け産品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視・対策を実施します。

〈事業目標〉

地理的表示産品の国内登録数の拡大(200産品[令和11年度まで])

く事業の内容>

1. 地理的表示活用推進支援事業

① GI申請相談・有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口(GIサポートデスク)を設置します。

また、地場の産品から加工品、輸出を指向する産品まで、輸出拡大や地域の活力向上に資する品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。

② 登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

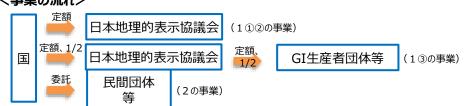
③ 海外でのGI等申請・侵害対策

我が国の地理的表示産品等の海外での知的財産権(GI、商標)確立、地理的表示の不正使用、模倣品などへの対応を支援します。

2. 地理的表示産品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、国内外におけるGI名称の不正使用 や模倣品の監視を行うとともに、知的財産権確立や侵害事案等の対応に向けたコンサルティングを行います。

<事業の流れ>

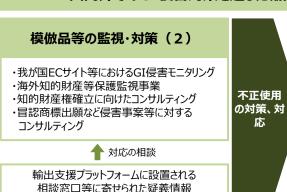


く事業イメージン

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備



海外でのGI等申請・ 侵害対策(1③)

・海外での知的財産権確立・地理的表示の不正使用等

への対応

に必要な経費を支援

[お問い合わせ先] 輸出・国際局知的財産課(03-6738-6317)

12 日本地理的表示協議会 (Japan Geographical Indication Council (JGIC))について



令和4年1月19日 設立

目的

全国のGI登録団体の団結を図り、GI登録団体の連携によるGI産品の販売や輸出等を促進することにより、GI登録団体の活動活性化とGI制度の認知度向上を図る。

構成

·顧 問:森山裕氏(元農林水産大臣)

·会 長:村田吉弘氏(一般社団法人全日本·食学会 理事長)

・副 会 長:寺沢寿男氏(みなみ信州農業協同組合 代表理事組合長)

・会 員: GI登録団体(123団体)

・協力会員:GI登録団体の活動に協力する団体等(食品産業、料理人、商工、金融、流通、酒類GI、行政等)(101団体)

※令和6年8月現在

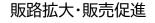
活動

GI登録のメリットの拡大に向けて、関係業界とのコラボなど波及効果の高いプロモーション

情報発信の強化

○料理人との連携によるレストランフェア⇒レストランでGI食材を活用

○百貨店フェアの展開



OGI産品ネット販売サイトの立上げ ⇒食品販売会社と連携

豊洲 ト゚゚ピ゚ピ゚ン うまいもん図

○ふるさと納税サイトとの連携



新商品開発支援

○外食・食品企業、観光業界とのコラボ 商品の開発促進や必要なマッチング、 実需者へのプロモーション活動支援



令和5年11月 @仙台藤崎百貨店

GI制度の認知度向上 GI登録団体の活動活性化

交流促進

○会員の課題に応じた勉強会

(参考) ECサイト販売(流通とのコラボ)



- ・ (株)食文化が運営するECサイト(豊洲市場ドットコム)内に開設したGI産品特設コーナーの掲載産品を拡充。
- ・ ふるさと納税サイト「さとふる」と連携し、GI制度の紹介ページと取扱産品をつなげることで、制度の認知度向上、普及を推進。





13 地理的表示メールマガジン



「地理的表示メールマガジン」を配信しています!

生産者、流通・小売業者の方々

公示をいち早く確認したい! 地理的表示に取り組む際の参考にしたい! 制度説明会に参加したい!

消費者の方々

登録された産品の情報をいち早く知りたい! 登録された産品について詳しく知りたい!



内容

- ・新規の申請(公示) ・新規の登録 ・GIの商品情報
- ・説明会、シンポジウム情報 ・PRイベントの案内 等

配信登録

地理的表示法のHP(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html) または新規配信登録(https://mailmag.maff.go.jp/m/entry)からご登録ください。

アーカイブ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

14 地理的表示保護制度活用支援窓口(GIサポートデスク)

地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの 相談を一元的に受け付ける支援窓口を開設しています。 中央窓口: (一社)食品需給研究センター 支援 北海道 ○地理的表示保護制度への申請の相談を受け付けています。 ·電話:0120-954-206 FREE ・問合せフォーム: 産地 https://fmric.or.jp/gidesk/contact.html 登録申請の方法、相談会の開催等の情報を提供します。 支援 ・Webサイト (https://fmric.or.jp/gidesk/) 産地 相談 東北. 指示 北陸 関東 ブロック支援窓口 受け付けた相談は、内容に応じてブロック支援窓 口より訪問、電話、メール等で支援を実施します。 九州 近畿 中国四国 相談 夏ブロック支援窓口(9ヵ所) 産地 アドバイザー (20人)

15 地理的表示保護制度についての問い合わせ先

担当部署	電話番号
北海道農政事務所生産経営産業部 事業支援課(北海道)	011-330-8810
東北農政局経営・事業支援部輸出促進課(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-221-6402
関東農政局経営·事業支援部輸出促進課(茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-740-0032
北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課(新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-232-4233
東海農政局経営・事業支援部輸出促進課(岐阜県、愛知県、三重県)	052-223-4619
近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-414-9025
中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-4511 (内線:2324)
九州農政局経営・事業支援部輸出促進課(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-211-9111 (内線:4544)
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課 (沖縄県)	098-866-1673

農林水産省 輸出·国際局 知的財産課 03-3502-8111 (内線: 4284)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html